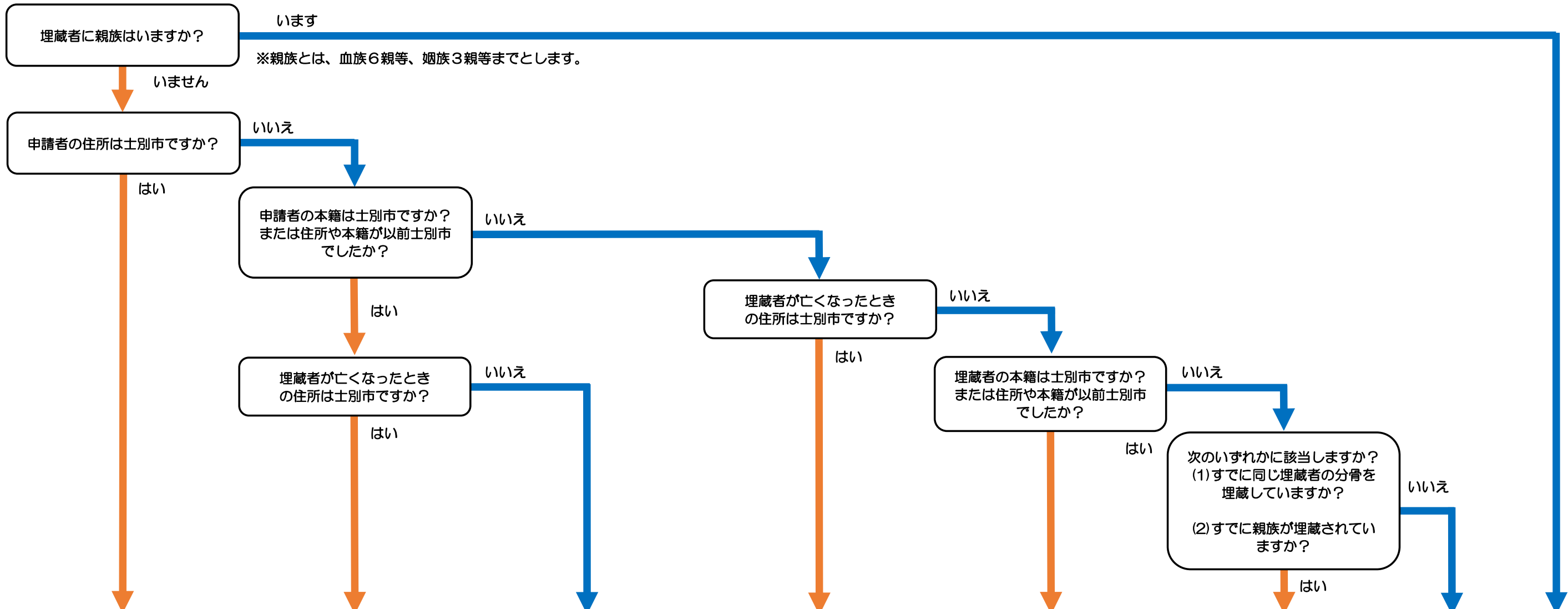


●要件フロー図
 (4) 市内外から合同墓へ改葬(第三者申請)



料金	使用料	12,000円	12,000円	18,000円	12,000円	18,000円	18,000円	合同墓は使用できません	親族からの使用申請しかお受けできません。 ※親族から承諾を受けているときはその旨ご相談ください。
	管理料	1,000円	1,000円	1,500円	1,000円	1,500円	1,500円		
	合計	13,000円	13,000円	19,500円	13,000円	19,500円	19,500円		
埋蔵者追加書類	※無し	①亡くなったときの住所を確認できる書類 (例)火葬許可証・改葬許可証・収蔵証明書・戸籍の除附票・住民票の除票	※無し	①亡くなったときの住所を確認できる書類 (例)火葬許可証・改葬許可証・収蔵証明書・戸籍の除附票・住民票の除票	①市に住所または本籍があったことを確認できる公的書類 (例)住民票の除票・戸籍の附票 ②過去に居住していたことが確認できない場合 居住事実証明書	①市に住所または本籍があったことを確認できる公的書類 (例)住民票の除票・戸籍の附票 ②過去に居住していたことが確認できない場合 居住事実証明書	(1)のとき 分骨証明書と埋蔵者の氏名、死亡年月日がわかるもの (2)のとき ①埋蔵した親族に交付した墓地使用許可証 ②埋蔵した親族との続柄が確認できる戸籍の書類	合同墓は使用できません	親族からの使用申請しかお受けできません。 ※親族から承諾を受けているときはその旨ご相談ください。
申請者追加書類	①宣誓書 ②葬祭主宰者であることを証明するもの (例)お悔みの広告、火葬許可証 ③祭祀主宰者であることを証明するもの (例)合同墓の埋蔵を希望していることやお骨の管理を指定されたことを書面で記したもの ④施設を利用、入所していることを証明するもの ⑤法人が申請者のときは、住民票と戸籍謄本の代わりに登記簿謄本か登記を証するもの ⑥成年後見人又は保佐人を証するもの ※詳しくは自治環境課にお問い合わせください。	①市に住所があったことを確認できる公的書類 (例)住民票の除票・戸籍の附票 ②市に本籍がある/あったことを確認できる公的書類 (例)住民票(本籍地の記載があるもの)・戸籍謄本 ※提出書類の住民票・戸籍謄本を確認すること ※①②はいずれか1点 ③宣誓書 ④葬祭主宰者であることを証明するもの (例)お悔みの広告、火葬許可証 ⑤祭祀主宰者であることを証明するもの (例)合同墓の埋蔵を希望していることやお骨の管理を指定されたことを書面で記したもの ⑥施設を利用、入所していることを証明するもの ⑦法人が申請者のときは、住民票と戸籍謄本の代わりに登記簿謄本か登記を証するもの ⑧成年後見人又は保佐人を証するもの ※詳しくは自治環境課にお問い合わせください。	①宣誓書 ②葬祭主宰者であることを証明するもの (例)お悔みの広告、火葬許可証 ③祭祀主宰者であることを証明するもの (例)合同墓の埋蔵を希望していることやお骨の管理を指定されたことを書面で記したもの ④施設を利用、入所していることを証明するもの ⑤法人が申請者のときは、住民票と戸籍謄本の代わりに登記簿謄本か登記を証するもの ⑥成年後見人又は保佐人を証するもの ※詳しくは自治環境課にお問い合わせください。	①宣誓書 ②葬祭主宰者であることを証明するもの (例)お悔みの広告、火葬許可証 ③祭祀主宰者であることを証明するもの (例)合同墓の埋蔵を希望していることやお骨の管理を指定されたことを書面で記したもの ④施設を利用、入所していることを証明するもの ⑤法人が申請者のときは、住民票と戸籍謄本の代わりに登記簿謄本か登記を証するもの ⑥成年後見人又は保佐人を証するもの ※詳しくは自治環境課にお問い合わせください。					